

税金減免一覧表

耐震改修を実施すると補助金だけでなく、税金（所得税、固定資産税）の優遇を受けることもできます。
下記をご覧のうえ、耐震改修の申請をしてください。

	所得税	固定資産税
対象者	耐震改修した住宅に住んでいる方	耐震改修した住宅の所有者 (賃貸用でも可)
対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した、現行の耐震基準に適合しない住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅 (1 戸当り 120 ㎡相当分まで) (耐震性能は問わない)
対象工事	現行の耐震基準に適合させる改修を行った住宅 (耐震診断総合評点 1.0 以上) (木造住宅耐震補強事業を行った方は該当します)	改修の費用 50 万円以上で、左の基準を満たす改修 (木造住宅耐震補強事業を行った方は該当します)
対象期間	平成 18 年 4 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日に改修が完了 耐震改修が終了した住宅	平成 18 年 1 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までに 耐震改修が終了した住宅
控除額	以下のイ又はロのうち、いずれか少ない金額の 10%を、その年の所得税額から控除 (上限 25 万円) イ 当該住宅耐震改修に要した額 ロ 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	申請翌年度の固定資産税を半額 (1 戸当り 120 ㎡相当分まで)
申請時期	補強工事を行った年分の <u>確定申告</u> 時に下記の証明書を提出	下記証明書を添付し、申告書を税理課に提出 (随時受付) <u>(工事完了後 3 ヶ月以内)</u>
必要な証明書名	住宅耐震改修証明書	住宅耐震改修証明書
証明書発行	御前崎市(都市整備課)(設計を依頼した建築士も可です)	
申請時添付書類	① 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 ② 住宅耐震改修証明書 ③ 請負契約書の写し ④ 補助金等の額を証する書類 ⑤ 家屋の登記事項証明書 (原本) ⑥ 住民票の写し ⑦ 給与所得者の方は源泉徴収票 (原本) (耐震改修補助事業申請時の	以下の内容が確認できる書類 ① 所在地、建築年月 ② 耐震改修の実施内容 ③ 耐震改修の費用の額 添付書類のコピー使用可)
問合せ	掛川税務署 電話番号：0537-22-5141 ◎証明書類に関する問合せ 御前崎市役所 都市整備課 建築住宅係 電話番号：0537-85-1122	御前崎市役所 税務課 資産税係 番号：0537-85-1114 ◎証明書類に関する問合せ 御前崎市役所 都市整備課 建築住宅係 電話番号：0537-85-1122